

様式第4号（第6条関係）

宇多津町本人通知制度登録変更・廃止届

年 月 日

宇多津町長

届出者 (登録者)	氏名
届出の区分	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人

宇多津町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、
(登録の内容の変更・登録の廃止)を次のとおり届け出ます。

登録の内容の変更又は登録を廃止する者の氏名	フリガナ	生年月日 性 別	年 月 日 ☐ 男 ☐ 女
登録の内容の変更			
変 更 前			
変 更 後			

法定代理人が届出をする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ
住 所	〒
連 絡 先	

注 申請の際に次の書類を提出するか又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類（委任状等）

次の欄は記入しないでください

受 付	登録番号	本人確認書類		備 考
		☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	☐ 公簿確認 () ☐ 住民票停止 ☐ 戸籍停止

宇多津町本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書について

- 1 この届出書は、宇多津町本人通知制度に登録した者（以下「登録者」という。）に係る登録内容に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2 この届を提出しようとする人（以下「届出人」という。）は、この届出書に必要事項を記入の上、届出人本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類。（以下「本人確認資料」という。）を提示又は提出してください。
- 3 代理人により届出をする場合は、前項に加え代理の事実がわかる書類（法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類、その他代理人の場合は委任状）を提示又は提出してください。
- 4 郵便により第1項の規定による申込みをしようとするときは、郵便法（昭和22年法律第165号）第20条に規定する郵便物又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物により、申込みをすることができます。
- 5 郵便等により届出をするときは、この届出書に必要事項を記入の上、本人確認資料の写し及び返信用封筒（あて名を記載し、返送に要する切手を貼ったもの）を同封してください。
- 6 この届出書を提出する前に登録が廃止されているときは、この届出書を提出することはできません。
- 7 この届出書により登録を廃止したときは、届出日の前日までに通知書を発送すべき事案がなければ、届出日をもって通知書の送付を停止します。